

長野県告示第54号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市武石下本入字松林口703の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第55号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
小県郡長和町大門字宮城2044の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第56号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第57号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第58号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第59号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量(電子基準点現地調査)
2 作業期間
令和元年8月1日から令和2年1月31日まで
3 作業地域
松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村

建設政策課

長野県告示第60号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(塩尻市基盤地図修正)
2 作業期間
令和元年6月6日から令和2年1月30日まで
3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第61号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画道路 3・4・24号若宮線
2 都市計画を定める土地の区域
千曲都市計画道路 3・4・24号若宮線
平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字若宮字樋下統、字樋下、字黒彦、字中黒彦、字上黒彦、字中田、字柳田、字水吐、字稲場、字上堰添、字伊勢宮河原、字村東の各一部を変更する。
3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、千曲市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第62号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画道路
3・3・1号上田篠ノ井線 3・3・2号下之条吉田線
3・4・6号下塩尻大屋線 3・5・17号北天神町古吉町線
3・6・26号中常田岩門線
2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画道路 3・3・1号上田篠ノ井線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市古里字堂前、上田字中丘、上田字馬飼免の各一部を変更する。

上田市計画道路 3・3・2号下之条吉田線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市下之条字一丁田、下之条字八幡田の各一部を変更する。

上田市計画道路 3・4・6号下塩尻大屋線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市下塩尻字五反田、下塩尻字荒川、中央東、材木町一丁目、材木町二丁目、常田三丁目の各一部を変更する。

上田市計画道路 3・5・17号北天神町古吉町線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市福田字浦田の一部を変更する。

上田市計画道路 3・6・26号中常田岩門線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市古里字社宮司の一部を変更し、上田市古里字上川原、蒼久保字一丁田、蒼久保字中村、芳田字下長峰、芳田字南鬼沢、芳田字高蒼、芳田字新町を削除する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、上田市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第63号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和2年2月12日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
セブン-イレブン 諏訪中州福島店	諏訪市中州町田3771-1	諏訪市中州町田3771-1 セブン-イレブン 諏訪中州福島店

会計課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月20日

長野県須坂建設事務所長 勝野由広

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊野南志賀公園線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先まで	旧	12.4~17.7 m	0.0800 km
同上	新	17.2~37.7	0.0800

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の291地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の296地先まで	旧	8.5~30.4 m	0.2488 km
同上	新	14.1~35.7	0.2488

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字荻久保2633番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字荻久保2638番地先まで	旧	5.6~9.0 m	0.0561 km
同上	新	7.7~12.3	0.0561

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の421地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の6地先まで	旧	12.0~15.0 m	0.1430 km
同上	新	22.8~30.4	0.1430

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月20日

長野県須坂建設事務所長 勝野由広

- 1 路線名 豊野南志賀公園線
- 2 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先まで

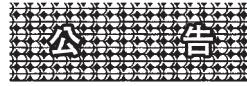
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の291地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の291地先まで

上高井郡高山村大字奥山田字荻久保2633番の1地先から
上高井郡高山村大字奥山田字荻久保2638番地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年2月20日

道路管理課

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の421地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の6地先まで



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アメリカンドラッグ塩田店

上田市大字本郷吉原759-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アイプロパティ

上田市芳田1913-10

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株) アップルランド	瀧澤 知峰	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株) アイプロパティ	小林 雅文	上田市芳田1913-10

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株) モリキ	森 高明	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株) モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年2月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課